

外国人技能実習生のご提案

人材の安定的な確保へ

JCN事業協同組合
JCN Business Cooperative

外国人技能実習制度とは？

- 日本で約20年前から実施されている、開発途上国等に経済発展・産業振興の担い手となる人材の育成を行うために、先進国の進んだ技能・技術・知識を修得して母国に持ち帰り、国の発展を担う人材を育成する事を目的とした国際貢献の制度です。
- 当組合(監理団体)ではアジア地域の複数の送り出し機関と提携しており、そこから日本の企業様や農家様(実習実施者)に、若くてバイタリティのある技能実習生を紹介しております。

受入れ企業様、農家様は年々増加している状況です。

昨今の若者は、3次産業(オフィスワーク・サービス業)に集中しており、日本の根幹である1次・2次産業に人材が集まらない事象が起きております。今後、少子高齢化が加速度的に進み人材不足になるのは間違いありません。

また、我が国日本の今後の背景を考えるなかでもすべての業界で海外展開を模索しており、その足がかりとなる人材で海外、特にASIA・ASEAN地域の文化・風習を学んでおくのは決して無駄な事ではありません。

必ずこの先、技術・ノウハウ・経験のある技術大国である日本がASIA・ASEAN地域の人達に教えていく形がとられていく事と思われれます。人は宝であり財産の時代の到来です。

技能実習生の受入れメリット

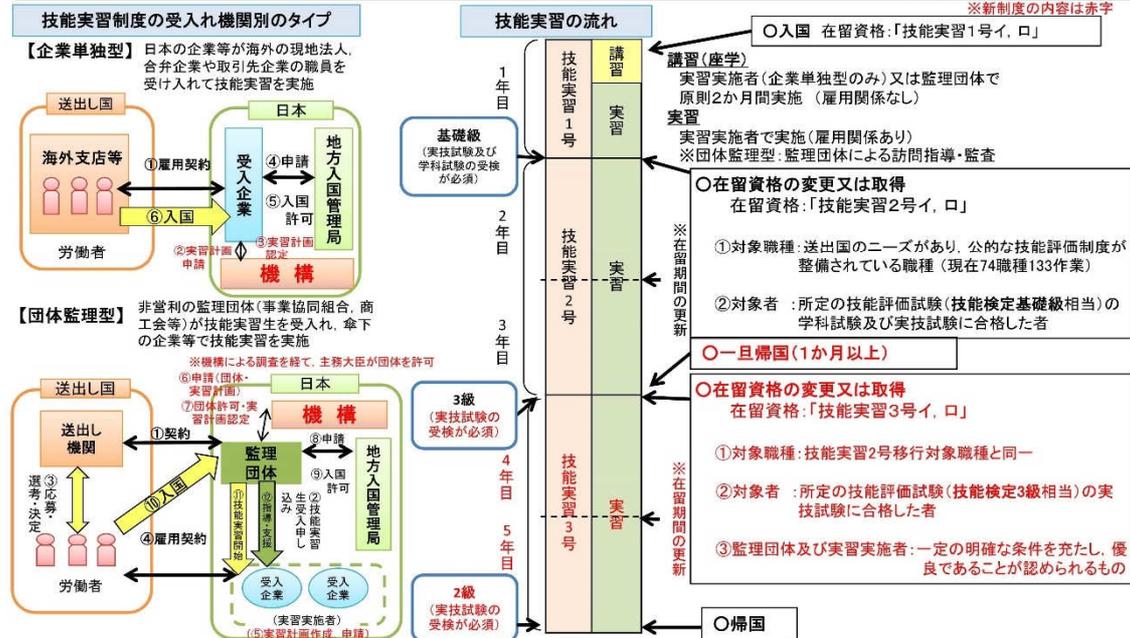
- ◆ 安定雇用による経費削減
- ◆ 国際貢献という企業ステータス
- ◆ 職場環境の活性化
【若い実習生たちが交わる事により職場の活性化に繋がります】
- ◆ 海外進出の基盤作り
- ◆ 安定した生産性による経営基盤の確立
【安定した人材確保による生産性のUP】
- ◆ 業務に合わせたシフト体制にも対応
【人材確保により業務効率UP】
- ◆ 受入を機に工程やマニュアル等の効率改善
- ◆ 既存従業員の意識改善



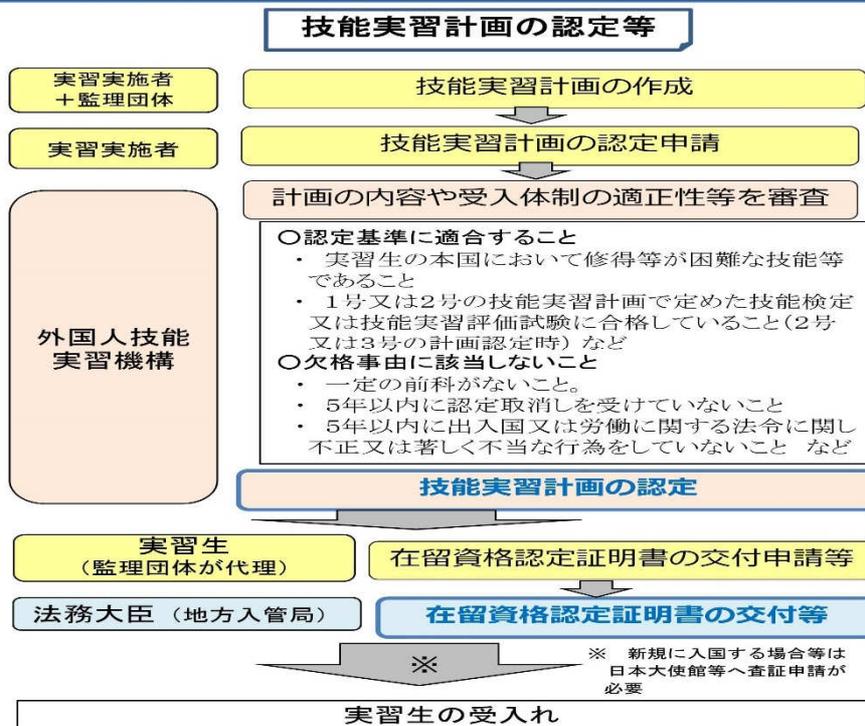
外国人技能実習制度のフレームワーク

技能実習制度の仕組み（新制度の内容を含む。）

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約23万人在留している。
※平成28年末時点



技能実習計画の認定等に係る手順について



※「新たな外国人技能実習制度について」(法務省・厚生労働省 編 より引用)

技能実習生の受入人数枠

法令で定められている受入人数枠は以下のとおりです。

企業の常勤職員数 (法人毎)	技能実習1号の受入人数 (1年目)
301人以上	申請者の常勤職員総数の20分の1
201人以上300人以下	15名
101人以上200人以下	10名
51人以上100人以下	6名
41人以上50人以下	5名
31人以上40人以下	4名
30人以下	3名

技能実習1号（1年目）の技能実習生数が受入れ企業の常勤職員総数を超える事は出来ません。
 ※常勤職員数に技能実習生は含めません（社会保険にご加入の役員は含みます）

例) 受入枠が3名の企業で毎年3名の受入を行った場合

何期	1年目	2年目	3年目	4年目
1期生	3名	3名	3名	
2期生		3名	3名	3名
3期生			3名	3名
4期生				3名
合計	3名	6名	9名	9名

外国人技能実習生 入国までの流れ

選考

海外現地面接（経験、年齢、男女etc...）

- ・ 海外現地面接は、基本的に企業様と当組合の役職員と一緒に現地に出向き行います。
- ・ 日本語で会話したり、企業様指定の技能テスト、体力テストを確認出来ます。
- ・ 合格した技能実習生は翌日より約3カ月の日本語学習を全寮制で行い、入国の準備に入ります。
- ・ 作業訓練(専門用語、安全教育、工具名、機械名、資材名など)は、企業様のご指定がありましたら現地で教育します。

申請

在留資格申請

- ・ 当組合は必要書類をまとめ、面接合格者の入国手続きを「外国人技能実習機構」での計画認定を経てから入国管理局に行います。
- ・ 技能実習生の面接終了後から入国するまで約6ヶ月必要となります。
- ・ 在留資格認定書が入国管理局より当組合に届き次第、現地国の日本大使館を通じて訪日手続きを行い、日本へ入国します。

講習

日本入国後の講習（1ヶ月間）

- ・ 入国後、約1ヵ月間は組合の学校又は組合指定の教育機関において日本語講習を実施致します(入国後、約1ヵ月間は入社できません)。
- ・ 日本の文化・習慣・交通ルール・防災などの生活知識に関する教育も致します。特にゴミの分別などは自治体により異なりますので技能実習生が配属される市町村の分別方法を教えます。
- ・ 講習期間中の生活手当(講習手当)を企業様より技能実習生にお支払い頂きます。

外国人技能実習生 配属とフォロー体制

企業様への配属

- ・ 講習終了後、企業様に技能実習生の配属を行います(配属日が入社日となります)。
- ・ 技能実習生には労働基準法が適用されますので時間外労働等は可能です(36協定届の範囲内)
- ・ 賃金は都道府県の最低賃金法が適応になりますので法令の順守をお願い致します。
- ・ 配属後は、日本人正社員と同様に社会保険(健康保険・厚生年金)や雇用保険に加入する必要があります。

配属後のアフターフォロー

- ・ 在日期間中は当組合より訪問指導の担当職員が定期的に巡回してカウンセリング等を行います。
- ・ 企業内研修及び技能実習指導員、生活指導員に対する指導、補助等。
- ・ 技能実習生のメンタル面も含めたフォローや、生活指導や現場作業の指導等。
- ・ 技能実習生と企業様からの相談・調整対応。
- ・ その他の技能実習生に関わる業務全般。

組合概要

名 称	JCN事業協同組合 (JCN Business Cooperative)
所在地	〒104-0045 東京都中央区築地2-12-8 大広ビル9階
T E L	03-6459-4967
F A X	03-6459-4968
U R L	http://jcn-coop.com
E - m a i l	info@jcn-coop.com
認可行政庁	内閣総理大臣 東京都知事 経済産業省 関東経済産業局 国土交通省 関東地方整備局 国土交通省 関東運輸局 環境省 関東地方環境事務所
職業紹介事業届出番号	厚生労働大臣 13-特-000183
監理団体許可番号	法務大臣・厚生労働大臣 許17-04000834
特定監理団体認定番号	国土交通大臣 A2900014
設 立	平成18年4月



東京メトロ（地下鉄）築地駅 2番出口より徒歩1分

J C N事業協同組合

(JCN Business Cooperative)

〒104-0045 東京都中央区築地2-12-8 大広ビル9階
TEL 03-6459-4967 FAX 03-6459-4968
URL <http://jcn-coop.com> E-mail info@jcn-coop.com